

あいち
愛知

はたら

働くもののいのちと

けんこう

健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

(ホワイトカラーエグゼンプション)

とんでもない 残業代ゼロ・過労死促進法**政府は国会提出を断念せよ
「過労死を考えるシンポ」を成功させよう!****大木一訓先生の基調報告と三人の報告**

と き：3月21日(水)13:30 ところ：労働会館東館ホール

一日8時間の労働時間が定められたのは1947年2月。労働基準法の成立による。労働時間をはじめとする労働条件は、年ともに向上するはずであった。それから60年。日本政府は、ILOの労働時間に係る条約を一切批准していない。そればかりか、政府は財界の意を受け、労働者を保護すべき規制を次々と取り払っている。

パート・派遣・請負などの非正規労働者は増え続け、全労働者の三分の一となっている。ホワイトカラーエグゼンプション(以下WE)は、止めどない長時間労働を強要するもので、別名、「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」と言われる。導入時は、高収入の人のみ限定するかのよう説明しているが、全労働者への耐え難い労働強化になることは明らかである。今国会には提案されないようだが、財界はあきらめてはいない。秋には何とかしてWE法を成立させ、無限に働かせる体制作りを狙っている。

「過労死を考える家族の会」は、「WE法は過労死を増やすだけ。私たちのような悲しい遺族を出さないように。」と法案の廃止に向けて活動を強めています。

日本労働弁護団は、2006年11月に開かれた総会で、「企業中心の社会が働くものの生活時間を、『効率』と『利益』の名で奪っている。WE法は、全世界の労働者が命をかけて勝ち取ってきた8時間労働制を崩壊させる。」と決議し警告しています。

愛労連・愛知健康センター・過労死を考える家族の会・新婦人などが呼びかけシンポジウムが開かれます。是非ご参加下さい。



トヨタ総行動にて

アスベスト相談センター設立へ展望

アスベスト問題懇談会開かれる

2007年1月12日午後、愛知健康センターは、「静かなる時限爆弾」とも言われているアスベスト問題の地域連絡会づくりを目的に、アスベスト問題第1回懇談会を開きました。

当日は、アスベスト問題を労働組合として取り組んでいる建交労や、じん肺患者の方々・全港湾の組合を始め、2006年暮れに中皮腫で夫を失ったご遺族も参加して頂きました。また、先進的な運動を展開している静岡健康センターの皆さん、愛知の労働弁護団などが集まり、会場は28名の参加者を迎えて開催されました。

主催者を代表して愛知健康センター・宮崎事務局長が、「全国の運動に比べて愛知の運動は遅れがある。今日の懇談会を機に取り組みを強めたい」と挨拶。続いて静岡センターから医療チーム・弁護団・支援団体の三つが中心となって静岡県アスベスト被害対策連絡会を結成。県下全域に拠点を整えていること。とりわけ医療チームが充実している報告を聴き、驚きとうらやましささえ感じました。

愛知建交労は、じん肺被災者支援に取り組み、独自に検診医師と連携して救済活動を行っている。また、全港湾のアスベスト検診の取り組み、石播の実態などが語られました。ご主人を中皮腫で失って悲しみの中にある被災者遺族が裁判を準備していることも話され、夫の無念を晴らす闘いが愛知でも始まります。(2007年3月22日提



訴予定)

愛知のアスベスト弁護団は頼もしい若手三氏が出席。ホットラインでの相談から事件の解決に至った事例や学習活動などの報告を時には爆笑も誘いながら懇談会を盛り上げて頂き、元気の出る懇談会となりました。

岐阜から参加された弁護士からは、羽島ニチアスでのアスベスト被災地域への現地調査の呼びかけがありました。現地調査は2月17日に実施され、愛知健康センターからも参加しました。

静岡の弁護士からは、浜岡原発で被爆した労働者が提訴したところ、本社が名古屋にあるため、法廷開催日には名古屋まで出向かなければならないので、「東海地域での共闘ができれば」と広域協同の提起もありました。

特記しておきたいことは、愛知保険医協会事務局からの参加もあり、今後の対応について専門医との連絡を密にして前向きに取り組む足がかりができたことです。

アスベスト被害は曝露してからの潜伏期間が30～40年と長く、「静かなる時限爆弾」とも言われる由縁です。引き続き取り組みを強めて次回は6月頃に、アスベスト懇談会を行いアスベスト相談センター(救済対策連絡協議会)へと展望する懇談会となりました。

(文責：鈴木明男)



名古屋港における アスベスト対策について

全港湾名古屋支部書記長 青山 公平



国内で使用されるアスベストのほぼ全量が輸入されてきました。1960年代半ばから1990年頃にかけて、アスベストの「純生」が大量に荷揚げされています。当初は在来船荷役が中心で、本船から舢、舢から港湾倉庫へと運び込まれました。荷役に携わっていたのは「あんこ」と呼ばれる登録日雇い労働者が中心。「てかぎ」一つで麻袋・ビニール袋に入ったアスベストを取り扱ってきました。せいぜいマスクひとつの防塵対策。アスベストの噴煙が漂う中での荷役で、「身体中がチカチカしていた。」「アスベストの上でメシを食い、昼寝をしていた。」(OB談)状態でした。

また、港湾荷役には引き受け義務があり仕事を選べません。危険性が周知徹底されることもなく、形ばかりの予防対策でアスベスト荷役をさせられており、対策を怠ってきた国の責任は重大です。この意味で、港湾では事業者も労働者も被害者であると言えます。

当時、荷役に携わっていた港湾労働者に、現在、アスベスト被害が出始めています。神戸では十数名が死亡。名古屋港でも数名の労災認定患者や健康管理手帳申請者が出ています(1名は死亡)。肺ガンなど別の病歴で処理された事例も多いと考えられ、

被害の実態は更に大きく、今後も続くと思われます。

名古屋港でのアスベスト対策はこれまで、労働組合の要求にもとづき港湾労使が一体となった取り組みを行い、アスベスト使用施設の調査・飛散対策、現役労働者のアスベスト検診についてほぼ終わっています。しかし、退職者への働きかけについては不十分です。全港湾はとくに登録日雇い労働者対策を重視してきました。国(労働局)に使用者責任があり、国の責任でアスベスト対策をするよう運動を進め、昨年末には厚生労働省によるアスベスト特別無料検診が実現しました。全国で全港湾関係で100名弱が受診しています。その他、全港湾名古屋支部では退職者への受診の働きかけや情報交換、相談活動などを行っています。

今後の課題としては引き続き退職者対策を強めること。また、港湾では労災企業補償を担えない中小企業者が多く、国の責任と指導のもとに、国・事業者港湾利用者拠出による「アスベスト対策基金」の創設を要求し運動をすすめています。また、専門医師の育成、医療・救済ネットワークの形成も緊急の課題といえます。

菜の花まつり 今年もきてね

4月14日(土) 10時～14時
豊明市沓掛町藪田切山台

今年で3回目となります。地元の開幕太鼓。バンド。
遺伝子組換えで無い純国産てんぷら油展示即売、野菜、地元竹の子の水煮、
焼きソバ、豚汁、お茶さらに、野点もおこなう予定です。

先進的な職場の実践から学ぶ メンタルヘルスシンポジウムを開催！

次回、5月19日(土)13:30 労働会館にて(予定)

2月17日(土)午後1時半から労働会館で、メンタルヘルスシンポジウムが開かれました。参加者は、11名とやや少なかったものの、4名の方の発表と参加者の意見交流には、時間がたっぷりあって、学ぶことが多い集会でした。レポートは次の四点です。

①南生協病院メンタルヘルス・アンケート調査

南生協病院の森本さんが「職業性ストレス簡易調査票」を用いた職場診断について報告。結果は、個人に知らされますが、職場ごとの傾向も明らかになります。職場の人が日ごろ感じている結果がでるのですが、客観的なデータには重みがあります。

労働者のセルフケアに役立てると共に管理職の教育を進めてラインケアの充実に役立たせたいものです。さらに、年一度の調査を積み重ねることにより、メンタルの危機的状況の進行が明らかになり具体的な対策が迫られています。

②名古屋市立高校教員組合が開いたメンタルヘルス問題交流集会の報告

名高教・佐々木さんが報告

「職場環境の改善にあたっては、労働者の意見を踏まえるように努めること」これは厚労省の指針に述べていることです。名高教では、独自の労働実態調査を実施し、

結果をまとめて名高教情報として環流しています。最近の調査では、時間外労働が月平均で86時間という結果となり、誰にでも過労死の危険があること警告しています。

③学校職場の多忙がメンタルの危機

一宮教労の松本さんの報告

学校教育に成果主義が取り入れられて、教育を点数で評価するために、目標を設定させ、どこまで到達したかの自己評価が強制されている。成果主義の教育は、児童・

生徒に勝ち組負け組のをつくります。いま塾が大流行で家庭の教育費の負担は大変です。教職員の多忙化がメンタル疾患急増の背景にあります。

④うつ病からの職場復帰、そして学んだ

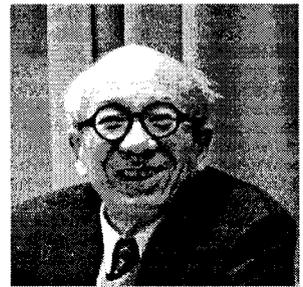
デンソーに勤務しトヨタに出向していた川野さんは過密労働と上司のパワハラでうつ病に罹患しました。過密な労働のノルマがあって、ちょっと一服がとれない最近の職場では誰にでも発症の危険があります。

川野さんは、刈谷労基署に労災申請をしましたが、慢性ストレスを認めない認定基準が壁になり認定されませんでした。現在、デンソー・トヨタの安全配慮義務違反を訴えて民事訴訟をしています。川野さんの訴訟が、会社が労働安全衛生の取り組みを改善するきっかけになりました。



(文責：今枝 正昭)

山田信也先生を囲む 懇談会を開催



西三河・東三河に地域健康センターを！

3月3日(土)午後1時から5時まで労働会館2階で14名が集まり、顧問・山田信也先生を交えて懇談を深めました。始めに、健康センターの歴史と現在かかえている問題点が討論のたたき台として報告され、ついで参加者の意見がだされました。

いのちと健康に関わる地域の問題と、労働運動を結合させるテーマで運動するとおもしろい。例えば、①アスベスト問題は職場の問題でもあり、地域でも問題になりうる問題ではないだろうか。メンタル問題も労働者とその家族を巻き込んで問題にしないと、解決できないことがあるように思う。

②食物アレルギー、体力の偏り、生活習慣病など健康の問題は国民的なひろがりを持つ時代になっている。健康センターはこれを闘いに組織する役目も担っているのではないか。③在職死亡ゼロをスローガンに名水労では労安活動を積み重ねてきたが、それでも今までいちども在職死亡ゼロは達成できていない。そればかりか、メンタル疾患はここ3年ぐらいで急増している。

④使用者側も労組も労働安全衛生についての認識が不足している。労働安全衛生指導者を労働者10人に1人ぐらいの割合でつ

くらないとこの認識は深まらない。スウェーデンでは5人に1人の有資格者がいて、こどもの時から教育現場で安全衛生活動をおこなっている。⑤日本では社会に出る高校生に労働の現場で生きていく知恵としての労働法が教えられていない。⑥「病気になった労働者が働きつづけるにはどうすればいいのか」というような具体的なテーマで研究会をよびかけてはどうか。⑦教育基本法が改悪されて教職員にさまざまな労働強化がおしつけられてくることが予想される。しかし、教育委員会は教職員の健康問題の実態をつかむ部署さえ持っていない。人員も予算も配置されていない。年休を消化するとか、健康診断で労働軽減を必要と診断された人に実際に軽減をとれるように現行法を厳密にまもらせる運動が必要だ。スウェーデンでは17名の教員がいる職場で毎日2名の教員が様々な理由で休んでいる。それでもやっていける二人担任制や教員定数になっている。⑧健康センターのニュースが一般の労働者に届いていない。ニュースに各組合の安全衛生委員会の内容が紹介されるような記事が欲しい。

職場に10人に一人資格を持った安全衛生管理者を！

山田先生からは次のようなことが話されました。①愛知の地域センターが名古屋港と一宮につくられたが、西三河地域と東三河にもつくれるように努力したい。各地の地域センターが独自のスタイルをもって活動するとともに、共同して活動するようになると、運動は急速に発展すると思う。

②若い世代にこれまでの闘いの歴史を教育するとともに、これから生き抜くための

知恵をさずけて欲しい。③10人に1人の活動家をつくるというのは三池炭坑労組の編み出した方策で、組合役員の目の届く範囲にひとりの活動家をつくるということだ。

「従業員10名から50名以下の職場では1人の労働安全衛生推進者をつくれ」というのが、労基法にある。これを根拠に衛生推進者や安全推進者をつくることも大切である。

第4回理事会報告

3月1日、13名の理事が参加して各理事の報告をもとに懇談と交流を深めました。主な発言を抜き書きします。

名高教では、定期的な安全衛生委員会の開くために役に立つマニュアルがつけられました。「職場の労安活動の活性化をめざして」というパンフは組合員に配布されて好評です。

愛教労では、「春を迎える学習会」に足立区の組合の委員長が記念の講演。学校選択の自由化で学校間の格差が広がっていること、教員の賃金差別化の動きが加速されていると報告。

愛高教では、総括安全衛生委員会に組合の推薦で3名が参加して、審議をリードしています。県立高校27校に資格のある産業医を配置するよう要求をしています。判決が続く中で、財界などから、「判断基準が甘い」という主張が出て、今後の判決に影響を与えかねないとの発言が注目されました。理事の吉川さんから、職場の「アスベストに関する健康調査」について報告。水道管やパッキングにアスベストが使われていた時代があり、名古屋水道局ではアスベストに関する健康調査を重点的に実施しています。アスベスト取り扱い業務の従事者214人についてレントゲン直接撮影。所見ありの2人が精密検査。名城大学の吉田先生が、レントゲン写真の読影を担当されてCT写真は所見なし。そのほかアスベスト使用施設の従事者については、55

歳時に行う人間ドックで直接撮影を実施することで、アスベスト被災を発見できるようなシステムがつけられています。

過労死を考える家族の会から、鈴木さんと永縄さんが参加。感動的だった京都の寺西さんが勝ちとった過労死認定勝利報告集会の様子が報告されました。

岩井羊一弁護士は、過労死認定の進んだ判決が続く中で、財界などから、「判断基準が甘い」という主張が出て、今後の判決に影響を与えかねないとの発言が注目されました。理事の吉川さんから、職場の「アスベストに関する健康調査」について報告。水道管やパッキングにアスベストが使われていた時代があり、名古屋水道局ではアスベストに関する健康調査を重点的に実施しています。アスベスト取り扱い業務の従事者214人についてレントゲン直接撮影。所見ありの2人が精密検査。名城大学の吉田先生が、レントゲン写真の読影を担当されてCT写真は所見なし。そのほかアスベスト使用施設の従事者については、55歳時に行う人間ドックで直接撮影を実施することで、アスベスト被災を発見できるようなシステムがつけられています。

過労死を考える家族の会から、鈴木さんと永縄さんが参加。感動的だった京都の寺西さんが勝ちとった過労死認定勝利報告集会の様子が報告されました。

次回は5月10日です。職場の報告をぜひ。

書籍紹介

◆「過労自殺の原因分析 —精神科医南雲與志郎鑑定意見集」

発行：過労死弁護士全国連絡会 頒価：¥2,100

南雲先生が関わった八つの事件について、提出した鑑定意見書の詳細とその解説を集約してあります。トヨタ田島事件・中電藤田事件などが掲載されています。これからの闘いに参考になります。お求めは愛知健康センター事務所へ。

会社が知らなければ 安全配慮義務違反は問われないのか!

名古屋地裁、「棄却」の不当判決!

名古屋地裁判決の問題点

弁護士 田巻 紘子

去る1月24日、名古屋地裁民事第1部合議係（永野庄彦裁判長）によりソフトバンクモバイル事件の判決が言い渡されました。判決では、被災者・堯（たかし）さんが亡くなる直前、それまで無経験の物流業務への配転を拒んでいたのに上司・同僚が執拗に説得したことにより堯さんのうつ病が増悪し自殺につながったという因果関係は認めましたが、会社は堯さんがうつ病だったことを知らなかったし知り得なかったので安全配慮義務違反はないとして遺族の損害賠償請求を棄却しました。判決の問題点は大きく三点あります。

◆問題点1

堯さんが東海デジタルホンへ出向したときの業務の大変さを少なく評価して、うつ病の発症は東海デジタルホンでの仕事とは関係がないと判断しました。これは、堯さんが、当時主治医の先生や家族に訴えた内容を無視した判決です。

◆問題点2

堯さんが、佐屋の倉庫へいくように命じた配転が、堯さんに対する違法・不当な配転であることを見逃した不当な判決です。

堯さんは足に障害を持つ障害者であり、通勤時間が増えることを負担に感じていましたが、この点もほとんど考慮に入れていません。

◆問題点3

会社はうつ病であることを知らなかったという会社側の言い分を認め、知る可能性もなかったことを理由に安全配慮義務違反を認めませんでした。これは、会社がメンタルヘルスや自殺予防について何ら対策を講じておらず無責任であったのに、そのことを堂々と正当化させる理屈であって不当です。

このような判決では自殺予防につながらず、企業のメンタルヘルス対策の後退を招きかねない不当な判決です。控訴審では、佐川物流への配転後に堯さんがどんな状況に置かれることになったのか、あわせて東海デジタルホン出向後の業務が堯さんにとってどれだけ負担であったかということにより一層鮮明にしていきたいと考えています。引き続きのご支援をよろしく願います。

即刻、名古屋高裁へ控訴しました

原告 小出 典子

1月24日、名古屋地裁は「棄却」の判決。まさかの判決で声も出ませんでした。真実ってなに？と頭がぐちゃぐちゃになりました。

判決文では、主人がうつ病だったことは認めながら、その後の業務が過重であったとは認めず自殺との因果関係を否定しました。また、主人の配転とうつ病との因果関係を認めながら、うつ病だと知らなかったことを理由に、自殺の予見可能性がないとして、会社の安全配慮義務違反を認めませ

んでした。これは、被告・会社は、「うつ病だと知りませんでした」と言い通せば責任を問われないという判決が出たのです。納得のできない判決に、即刻、名古屋高裁へ控訴しました。

落ち込んでいた私は、支援する会の皆様をはじめ、多くの方々に励まされました。名古屋高裁ではさらに厳しい闘いが予想されます。この闘いを乗り越えるのには、皆様のお力が必要です。これからどうぞ宜しくご支援をお願い申し上げます。

ドッグスギヤマ
損害賠償請求
杉山裁判

裁判の回を重ねて思う・・・

原告 杉山 正章

二週間前の夕飯が何だったか答えられますか？ 一ヶ月前のあの時、何を着ていたのか答えられる人はいるのでしょうか？ 正直言って、私など昨日の夕飯を思い出すのも一苦労です。ましてや7年前の行動など・・・。

息子・貴紀が短い生涯を閉じてしまっから、丸6年になろうとしています。そして、2005年(平成17年)2月、会社・ドラッグスギヤマに対し損害賠償訴訟を提起し、同年3月から始まった口頭弁論も回を重ね、今回で13回目になります。その間、準備書面のやりとりを繰り返していますが、被告会社の提出してくる準備書面のほとんどが呆れるものばかりです。

「・・・平成12年6月18日(日曜日)も、貴紀は早番勤務であり、午前9時50分頃出勤した。(中略)出勤時の身なりは、本配属以来、ほぼ一貫してTシャツを着、綿パンというラフなスタイルであり・・・」

これは、息子が過労死した平成13年6月以前約1年間、つまり約7年前の「毎日」の業務内容と行動を、被告会社・ドラッグスギヤマが準備書面として提出したものの抜粋です。しかも当時の「記憶」に基づいて作成したものだそうです。

稚拙な作文としか思えない、なんと人間

離れした記憶力の持ち主がいるものだと感心しながら、呆れ返ってしまいます。答えられるのであれば二週間前の夕飯は何を食べたのか聞いてみたいものです。

そして、準備書面提出を重ねる度に、他の提出書面との辻褄が合わなくなってきています。一例ですが、豊田労働基準監督署の聴取の際、店長は「杉山君は薬剤師ですから、ほぼ毎日、通し勤務(開店から閉店まで)をお願いしていました」と証言しています。ところが、本裁判の提出書面には、「あの時は薬剤師不在を隠す為に『嘘』の証言をした。本当は通し勤務などなかった」と書かれています。これが良しとされるのであれば、「何でもアリになってしまうのでは・・・。」と思います。

また、被告会社は、労基署の労災認定がおかしいと言い続け、息子の死因に関し、県内では著名な？医師による意見書を提出してきました。その中で、息子は亡くなった前夜に酩酊状態であったとされています。しかし、藤田保健大学病院の医師カルテ記載によると、血中アルコール濃度は0.1mg/ml未満と記載されており、まったく酔うに値する数値は検出されていませんでした。

もう呆れて物も言えません。

中電・アスベスト中皮腫 損害賠償請求訴訟を提訴

提訴日:3月22日(木)14時 ところ:名古屋弁護士会館

中部電力・火力発電所で、長年アスベスト被爆環境下で勤務していた藤原健次さんは、労災認定されましたが、遺族は、健次さんの意志を引き継ぎ中電の安全配慮義務違反を問う裁判を提訴します。ご支援下さい。

藤田さんの業務過重性 証人尋問でより明白に

中電・藤田裁判を支援する会事務局

2月14日中部電力控訴審口頭弁論が名古屋高裁で開かれました。今回の法廷では、亡くなった藤田さんと同じ火力職場のOBである坂井淳一さんが、証人として陳述しました。

坂井さんは、会社が名古屋南労基署へ提出した藤田さんに関する諸資料を基に、藤田さんがいかに多くの業務に携わり、その上それらの業務に追い込まれ、休日出勤や徹夜仕事を行っていたか、藤田さんの労働の実態を証言しました。

国側は、反対尋問で、坂井さんが藤田さんと同じ職場にいなかったことをもって、坂井さんに陳述や証言が、想定であるかのごとく証言させようとした。しかし、坂井さんは、会社側が提出した資料を克明に分析した上で反論し圧倒しました。

また、証言では、国側証人・中電中間管理職の、「ゆったりして、繁忙感のない職場であり、休日出勤や時間外勤務時にはテニスやパソコンゲームをやっていた。」等という証言がありました。これに対しては、会社側が労基署に提出した藤田さんの手帳やパソコンのデータなどに基づいて作成した新たな証書により、国側の主張の矛盾を鋭く追求した証言となりました。

裁判長は坂井さんの証言を熱心に、そして時には大きく頷いて聞き入っていました。

坂井さんの証言終了後、法廷で、裁判長は、国側の申請した証人の不採用を決め、あわせて最終準備書面の提出を命じました。

名古屋高裁控訴審第3回法廷を終えて

原告 藤田 睦美

2月14日、たくさんの支援者に見守られる法廷では、地裁で勝訴（労災認定）したものの、十分認められなかった夫の業務の過重性について立証するため、夫の先輩である坂井さんが、証人に立って下さいました。

坂井さんは、この日に先立ち68頁におよぶ陳述書を書いて下さいました。この陳述書は、支援する会の皆様のご協力、会社が労働基準監督署に提出した膨大な資料や書証を詳細に検討した結果、出来上がったものです。そして、この日の法廷では、控訴人の反対尋問に対しても堂々と、証拠にもとづき夫の業務の実態を明確に証言していただきました。

私自身、坂井さんの証言を聴きながら、夫が業務に追いまわられている様子が目に浮かびました。そして「今日も帰れないか

もしれない」と言ってお勤し、残業・休日出勤を繰り返していた夫のつらさ、苦しみが少し理解できたような気がします。

坂井さんの証言を、熱心に聴いていた裁判官に思いが通じたのか、控訴人側の医師の証人は不採用となり、最終準備書面の提出が求められました。

いよいよ最終段階・結審が近づいてきました。地裁・高裁と本当にたくさんの方々に支えていただきました。感謝の気持ちでいっぱいです。

しかし、過労死してもたくさんの方の協力や支援がなければ、労災と認めてもらうのが難しい今の行政のあり方は、あまりにもおかしい納得出来ない事です。是非、名古屋地裁の判決よりも、いっそう前進した判決を獲得して勝利したいと思います。

トヨタ自動車

内野過労死

労災認定裁判

秋にも判決か？

証人尋問は、5月25日(金)と決定

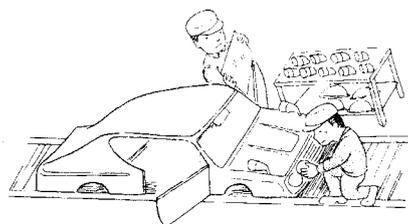
事務局 高橋 久子

2月28日午前10時から第10回口頭弁論が開か、傍聴席はほぼ満席でした。今回の口頭弁論では、証人尋問を誰にするかで意見のやりとりがありました。

原告から証人申請されていたのは、中京大学猿田教授、健一さんと同じ組みの労働者井上さん、そして原告・博子さんです。今回の法廷で尋問が認められたのは、井上さんと原告・博子さんで、猿田教授は保留されました。

また、被告側証人は、健一さんが倒れたとき同席していた上司・堤氏、同じく成瀬氏の2名が認められました。

被告側証人の二名の上司がどのような証言を行うか、傍聴席を満席にし、一言も漏らさずに聴きたいと思います。



◆弁護団、裁判長と今後の進行について協議。判決は10月頃か？

閉廷後、裁判長が交替したため、裁判官・弁護団・原告で今後の進行について打ち合わせをする進行協議が行われました。この進行協議はほぼ1時間近くに及びました。

裁判官が、永野庄彦裁判官から多美谷寿郎裁判官に交替。さらに、川勝庸史裁判官がこの9月末で異動と予想されます。本来

ならば裁判官が交代した場合、提訴に至った理由などを口頭陳述する更新弁論がひらかれますが、今回は省略されました。これも進行協議の中で確認されました。

以上のような事情のため、証人尋問が終われば結審の日程が調整され、9月～10月に判決と予想されます。

◆開廷前に署名1,667筆(累計15,735筆)を提出

開廷に先立ち、山下事務局長は、民事第一部に要請署名1,667筆を提出しました。

今回の署名の特徴は、安城市、豊橋、岡崎、刈谷市、豊田市などからの署名が目立ちました。また、福井うたごえ祭典で依頼されたという署名もありました。大口は、トヨタ総行動です。また、新社会党からも署名を頂きました。さらに、個人で署名用紙を増刷して集めて頂いた方も見えます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

内野さんの労災認定を求める裁判は、いよいよ山場を迎えます。証人尋問、結審でこの秋には判決と予想されます。

要請署名は、この夏まで集中して取り組みます。ご協力をお願い致します。

また、2月12日(祝)に行われた「トヨタ

総行動」において、原告・博さんが壇上から訴えました。「私の主人は、長時間労働により職場で倒れてそのまま……」という訴えに、会場は静まりかえりました。署名も300筆以上集まりました。

<内野裁判次回法廷>

日時：5月25日(金)午前10時00分

午前：被告側証人尋問

午後：原告側証人尋問

場所：名古屋地裁1103法廷

傍聴をお願い致します。

マツヤデンキ
小池 過 労 死
労 災 認 定 訴 訟

障害のある人もない人も 安心して働ける社会に!

原告 小池 友子



心臓機能に障害のあった夫は、2000年11月に身体障害者枠により、マツヤデンキ豊川店に採用されました。就職後、店長と体調について話す機会がないまま、健常者と同じ仕事を続けた結果、わずか一ヶ月半後に亡くなりました。

私は労災を認めなかった国(豊橋労働基準監督署長)を相手に、名古屋地方裁判所に控訴し、すでに6回の法廷が開かれました。今年は、裁判は山場を迎えます。そこで「支援する会」の皆さんに同行していただき、裁判の傍聴や署名・支援のお願いに回っています。

裁判を始めてから、障害のある方や福祉関係の方のお話を聞く機会が増えました。その実態は「いじめ」と「泣き寝入り」です。私の知らない所でも障害者はいじめを

受け、泣き寝入りさせられているのです。

障害があっても働きやすく、一人の人間として尊重される社会になって欲しいと強く思います。私は、頸髄に障害があり十分な活動はできませんが、夫の無念を晴らせるように努力していきたいと思います。

多くの皆さんに温かく支援していただき感謝しております。これからもよろしくお願ひ致します。

<小池裁判次回法廷>

日時：3月16日(金)午後1時10分

場所：名古屋地裁1103号法廷

傍聴をお願い致します。

環境悪化で喘息患者激増

名古屋市は高速道路の環境対策を!

◆名古屋市の定点測量でも光化学オキシダントは全ての地点で環境基準を上回っている

平成18年学校保健統計によれば、喘息で病院に掛かっている小学生は10年間で倍増している。中村、瑞穂、熱田、港区では5割を超し、小学校区単位で港区では、野跡が10割を超し、大手、西築地、稲永が9割を超している。それでも、名古屋市は環境対策をやらず、高速4号東海線の工事を強引に進めようとしている。

◆2月23日の高速道路現地見学会で見た事、聞いた事

現在工事中の日比野では、通路は狭く危険なためお客はがた減り、今でも大変なので2~3年の工事期間中にどうなるか不安を訴えられる。すでに供用開始している高辻の市営住宅では、騒音基準を大きく上回るひどい騒音、14階が一番高かった。その場を早く立ち去りたい気持ちとなった。

◆本格工事が始まる東築地では

30年前は貯木場でしたが今は高層住宅街、今でも23号線があり大変なのに、そこに高速道路を通しさらに出入り口を設置すれば、町内は渋滞、排ガス、騒音、交通渋滞は目に見えてくる。見学に参加した市民は「これはひどい。貯木時代に立案された計画だ。市政の歪みをあらわにしたもので、この町だけの問題でなく大きな問題」と指摘した。

◆可能な環境対策を

市が言う「6万台が70%以下で走る道路」ということならば、平面片側3車線で十分走れるから高架部分は必要なくなる。それでも造るのならば、十分な環境対策をすべきです。高速道路にフタをするなど第2東名等で取り入れている最新の騒音・排ガス対策をきちんと行い、喘息児童を出さないことである、東築地内への出入り口設置については、南へ移動するべきです。

「原告卒業」のお祝いに参加しました

全国過労死家族の会会長 鈴木 美穂

京都の寺西笑子さんの裁判勝利を祝う集いに参加させてもらいました。ご主人の彰さんが11年前の2月15日に自殺され、祥月命日のこの日に完全勝利のお祝いとは信じられないようなドラマチックな話でした。

板前さんから店長までになった彼は、すさまじい長時間労働、ノルマ達成への叱責、プライドを打ち砕く上からの言動があり、うつ病を発症して投身自殺されました。

亡くなった時49歳、二人の息子さんがあります。

2000年の全国過労死を考える家族の会の総会に参加されて以来のお付き合いで、お互いに原告という関係から親しくさせてもらいました。元気な彼女は、いつも良く勉強していて弁護士を突き上げ(?)、自分の信念や意見を押し通し、最後まで悔いなし戦いを貫きました。

「労災の認定を監督署で認めさせたこと。

勤務先の責任を追及して全面的に認めさせたこと。またこの間、当時の社長が証言に立ち、ひどい証言をしたという事で、社長個人の責任を問う訴えをしました。

前例が乏しい裁判でしたが、これも謝罪

させ、和解が成立しました。この話を聞いた、他の弁護士が、「よく貴女の先生は引き受けてくれたね、僕ならやらないよ」といわれた。

原告として、本当にいい先生に出会えたと思うし、そこまでやらなくてもとか言われると、自分の意見を引っ込めて遺族は消化不良になるのが多いと思うが、引っ込めない原告も立派なら、「頼まれたら引き受けるのが仕事だから」と請けて下さった先生方もすばらしい方々と感謝です。途中経過の報告を聞くたびに、頑張りが伝わってきていました。

「企業責任をきちんと取らせたい、夫の無念を晴らしたい、裁判は夫の仇討ち」と決意して、悔いないように戦い抜いた彼女は、「なごり惜しいけれど原告を卒業します」と締めくくりました。

戦い抜いた彼女の顔は本当に晴れ晴れとした素敵な笑顔でした。家族の会の仲間として、友人としてお祝いできましたことはとても嬉しいことでした。これからも自分の闘いを活かして、他の遺族の支援に頑張ることと思います。

寺西さんの裁判・勝利を祝うつどい



中央の和服が 寺西笑子さん

花を贈る 鈴木美穂さん



「市民」とは名詞でなく動詞だ

愛知県立高等学校教員組合・理事 天野 初夫

高等学校国語の教科書に、作家日野啓三氏のエッセイが載っている。「市民イメージ」と題されたそれは、とても感動的だ。

内容は以下の通りである。日野氏がたまたまテレビを見ていたら、米国の陪審員制度のドキュメントを放映していた。陪審員に選出された人達は、会議室でパイプ椅子に座り、証拠の品や裁判記録を前にして、話し合いを続ける。長い時間。意見が合わなくても、語気を荒くする人もいない。夜になるとその日は終了し、翌日また話し合いを再開する。日野氏はそれを見ていて、自分の「市民のイメージ」を変更さざるを得なくなる。「市民」とは知性もあり広く社会に関心を持っている人のこと、という自分のイメージが間違っていたことに気づいたのだ。人間は誰でも特別な時間の中で「市民」になれるのだ、議論という時間の中でのみ「市民」になるのだ、というように。

市民はスタティック(静的)なものでなくダイナミック(動的)なもの、と言い換えてもいい。市民は名詞でなく動詞だ、言い換えてもいい。国会の論議をテレビのニュースで見ていて情けなくなるのは、「市民」がないことである。「改悪教育基本法」も「市民」不在の国会で成立してしまった。「市民」になる(なれる)議員を選びたいものである。

長寿は労働組合がしっかりしてこそ

自治労連愛知県本部・理事 梅野 敏基

瀬戸市内の料理旅館で兄弟姉妹が集まって、母の傘寿の祝いを行いました。傘寿ですから80の祝いです。長生きの祝いは、母にとっても節目節目を迎える喜びの他に、これから米寿を迎えていくことの励みなども感じられることだと語っていました。

父は85才、「よく長生きしたものだ」と話しています。父は1954年に炭坑の坑内で落盤事故(父はこのとき呼吸が止まっていたため一度死んだと述べています)に遭い3年間入院していました。このとき家族の生活はたいへんだったと母は言っていますが、社宅での生活は私たちにとってたいへんさはわかりませんでした。私が幼児だったことや父の労働災害と言うことで会社から給料がでていたこともあり、経済的な苦勞はわかりません。したがって母の苦勞もわかりませんでした。

就職して、労働組合に加入し、初めて労働組合の役割、大切さを知りました。

労働組合があり、その労働組合が労働基準法、労働安全衛生法など遵守させ、使用者との間で労働者とその家族を守る制度を作らせ、事故があっても生活できるようにしてきたことが、父親が入院していても隣人たちと同様に生活できたことだといえます。これは労働者が労働組合をつくり、労働者の生活を守ることでたかかってきたからだと思います。労働組合なくしては今頃どのようになっていたかわからないと思います。労働組合が労働者の生活を守るより、企業の利益に目を向けているようでは労働組合とはいえません。

いま、長時間労働で病気になり倒れても、労災ではない、認めないという使用者側の攻撃があります。さらに、労働組合までもが労災認定のたたかいに支援しないという状況もあります。

企業が利益を追求し、労働者の命を守らなくなっている経済構造の中では、労働組合の役割が大変重要なものとなっています。

長寿の国、日本と言っていますが、今後長寿が続けられるのでしょうか。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
3月5日(月)	第14回事務局会議	10:00 事務所
7日(水)	ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山裁判	13:30 名古屋地裁1103法廷
12日(月)	倉田公務災害認定愛知県支部審査会	14:30 愛知県自治センター3階D会議室
16日(金)	マツヤデンキ・小池過労死裁判	13:10 名古屋地裁1103法廷
	小出裁判支援する会総会	18:30 労働会館2階会議室
19日(月)	第15回事務局会議	10:00 事務所
21日(祝)	過労死問題シンポジウム	13:30 労働会館東館2Fホール
22日(木)	中電・藤原アスベスト損害賠償提訴	14:00 名古屋弁護士会館
24日(土)	愛知争議団例会	13:00 労働会館東館2Fホール
	住軽9争議解散集会	18:00 労働会館本館会議室
4月2日(月)	事務第16回局会議	10:00 事務所
11日(水)	梅尾裁判	16:00 名古屋地裁1103法廷
16日(月)	事務第17回局会議	10:00 事務所
18日(水)	栄総行動	12:00 栄小公園
	全国・地方センター交流会	京都
27日(金)	石播勝利報告集会	18:30 厚生年金会館
5月1日(火)	メーデー	10:00 白川公園
10日(木)	第5回理事会	18:30 労働会館2階会議室
5月11日(金)	中電・藤田裁判控訴審	13:30 名古屋高裁
15日(火)	判例研究会	18:00 水野法律事務所
19日(土)	メンタルヘルスシンポジウム	13:30 労働会館2階会議室
25日(金)	トヨタ自動車内野裁判・証人尋問	10:00~16:30 名古屋地裁1103
8月25日(土)	健康センター第17期総会	13:00 労働会館本館会議室

職場に一冊そろえたい本

◆季刊「働く者のいのちと健康」1月号（全国センター発行）
「特集－精神障害認定基準の改正に向けて」 頒価¥800

◆季刊「労働と医学」1月号（東京社会医学研究センター発行）
「特集－格差拡大社会と労働者の健康問題」 頒価¥1,000

お求めは、愛知健康センターまで